

施設所有者・施設管理者のみなさまへ

おもいやり駐車場をつくりませんか？ 駐車区画ご登録のお願い

「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは？



身体に障がいのある方や、妊産婦・けが人などで歩行が困難な方の外出を支援するため、各施設に「おもいやり駐車場」を設置いただき、必要な方に利用証を交付する制度です。

駐車区画の一部を「おもいやり駐車場」にしませんか。

建物の出入口に近く、傾斜していない駐車区画がご登録できます。

(幅は2.5m程度以上が望ましいです。)

すでに、「車いす使用者用区画」を設置している場合は、重ねて「おもいやり駐車場」として登録をお願いします。

なお、必要に応じて、「車いす使用者用区画」とは別に「おもいやり駐車場」を設けることもご検討ください。

シンボルマークの表示をして

「おもいやり駐車場」になります。



三重県 子ども・福祉部
地域福祉課
ユニバーサルデザイン班

施設所有者・施設管理者のみなさまへ

駐車区画の登録方法

1 「おもいやり駐車場登録届出書」を、ご提出ください

「登録届出書」を、三重県子ども・福祉部地域福祉課ユニバーサルデザイン班 (ud@pref.mie.lg.jp) へ提出してください。

駐車区画に表示するステッカーご希望の場合は、あわせて「物品調査票」を提出してください。

様式は、 <http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/70426012527.htm> をご覧ください。

2 登録完了のご連絡をします

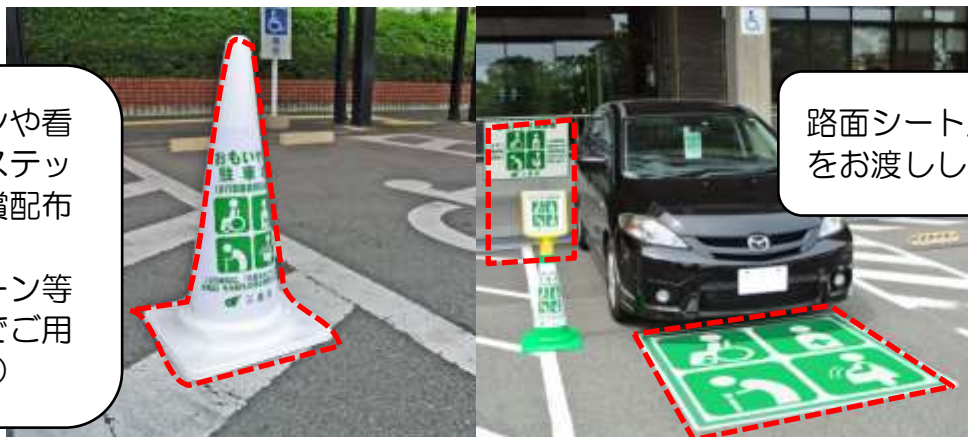
登録通知書を送付します。

県ホームページへ登録施設が掲載されます。

3 駐車区画へマークを表示します

ステッカー等の物品を希望された場合は、担当者より連絡のうえ、お渡しします。

カラーコーンや看板に貼る“ステッカー”を無償配布しています。
(カラーコーン等は、各施設でご用意ください。)



路面シート用のデータをお渡しします。

適正に利用されるようご協力お願いします

《 お問合せ先 》

三重県 子ども・福祉部地域福祉課

ユニバーサルデザイン班

TEL:059-224-3349 FAX:059-224-3085

メール:ud@pref.mie.lg.jp

<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/index.htm>

